

(経済産業省と同時公表)

平成30年3月28日

消費生活用製品の新規リコール情報（ノートパソコン）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、パナソニック株式会社が製造したノートパソコンのリコール情報（対策ソフトウェアの配信）を以下のとおり公表します。

○パナソニック株式会社が製造したノートパソコンの新規リコールについて
(管理番号：A201700679、A201700749、A201700836)

①事故事象について

パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218）が製造したノートパソコンから出火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該ノートパソコンに使用されるバッテリーパックのリチウムイオン電池セルについて、特定の期間に製造されたものに発火事故が集中して発生していることが確認されたことから、同社では、2017年12月6日から、特定の期間に製造されたバッテリーパックの無償交換を実施しました。

しかしながら、当該リコール以降も、リコール対象外の機種シリーズあるいは製造期間のバッテリーパックから出火する事故が新たに発生したことから、さらに同社で調査を行った結果、特定の工場で製造された同一仕様の電池セルについて、劣化が進行して内圧が上昇することで、異物が存在した場合に内部短絡を生じて出火に至る可能性があるかと推定されました。

対象製品について、2017年12月6日以降に発生し、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告された重大製品事故は3件です。

また、消費生活用製品安全法第35条第1項に該当しない製品事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告された事故は2件です。

なお、いずれの事故も人的被害には至っておりません。

②再発防止策について

同社は、該当する電池セルを使用したバッテリーパックを搭載できる全てのノートパソコンに対し、ソフトウェアを用いて電池セルの劣化状態を診断し、最適な充電制御を行うことで、電池セルの劣化及び内圧の上昇を抑制することが、事故の再発防止策として有効であると判断しました。

このため、同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、本日（3月28日）、ウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌29日に新聞社告を行い、対象ノートパソコンをお持ちの方に対し、対策ソフトウェア（充電制御ユーティリティは本日配信、バッテリー診断・制御プログラムは5月末に案内予定。）の配信を行います。

なお、同社が製造した電池セルは、他社製ノートパソコンのバッテリーパック用にも供給されておりますが、それらは既に供給先の各事業者により、ノートパソコンに充電制御機能を搭載済みであるか、充電制御ソフトウェアを提供し、インストールの呼び掛けを実施済みです。

③対象製品：機種（シリーズ）、製造期間、対象台数

機種（シリーズ）	製造期間	対象台数
CF-SX1/SX2/SX3/SX4 CF-NX1/NX2/NX3/NX4	2012年1月 ～ 2018年3月	669,569
CF-S10 CF-N10	2011年2月 ～ 2014年11月	219,030
CF-AX2/AX3	2012年10月 ～ 2016年10月	135,114
CF-C2	2012年10月 ～ 2018年3月	6,183
合計		1,029,896

（注）SX4/NX4のWindows 10プリインストールモデルは、バッテリー診断・制御プログラム対応済みのため、対象外です。

＜ノートパソコンの機種の確認方法＞

ノートパソコンの機種は、本体の機種表示を御確認ください。

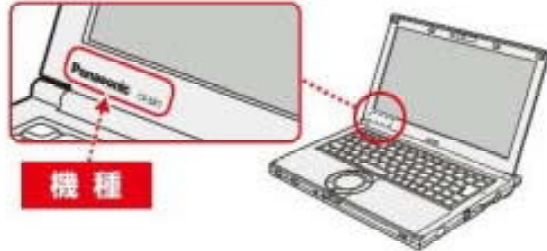
CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ



CF-NX1/NX2/NX3/NX4シリーズ



Panasonic CF-SX1/SX2/SX3/SX4
または
Panasonic CF-NX1/NX2/NX3/NX4

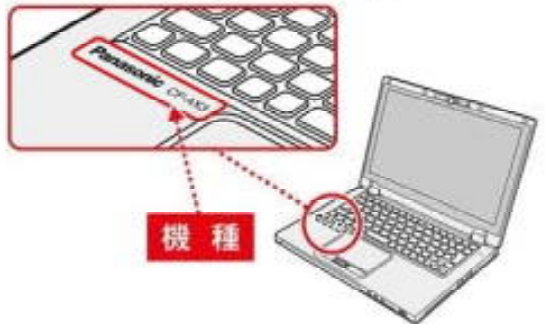


Panasonic CF-S10
または
Panasonic CF-N10



Panasonic CF-AX2/AX3

CF-AX2/AX3シリーズ



Panasonic CF-C2

CF-C2シリーズ



④事業者の対応

対象製品をお持ちの方に対し、対策ソフトウェア（充電制御ユーティリティ及びバッテリー診断・制御プログラム）を配信します。

2018年3月28日から充電制御ユーティリティの配信を開始します。また、5月末からバッテリー診断・制御プログラムを案内する予定です。

⑤事業者の告知

ウェブサイトへの情報掲載：2018年3月28日（水）

新聞社告：2018年3月29日（木）

⑥使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、同社ウェブサイトから充電制御ユーティリティをダウンロードし、実行してください。御不明な点は、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120-870-163

受付時間：9時～21時（2018年4月27日まで：毎日）

9時～17時（2018年4月28日以降：土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://askpc.panasonic.co.jp/info/180328.html>

※同ウェブサイトから対策ソフトウェアがダウンロードできません。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700679	平成30年1月11日	平成30年1月22日	ノートパソコン	CF-SX2LDHCS	パナソニック株式会社	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	平成30年1月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成30年3月28日からリコールを実施
A201700749	平成30年2月6日	平成30年2月19日	ノートパソコン	CF-SX3EDHCS	パナソニック株式会社	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成30年2月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成30年3月28日からリコールを実施
A201700836	平成30年3月21日	平成30年3月26日	ノートパソコン	CF-SX2(推定)	パナソニック株式会社	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	北海道	平成30年3月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成30年3月28日からリコールを実施